

都留市国土強靭化地域計画

令和2年10月

都留市

－ 目 次 －

第一章 国土強靭化地域計画策定の目的と位置づけ	1
1. 計画策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
第二章 都留市の地域特性	2
1. 本市の環境特性	
(1) 本市の位置と地勢	
(2) 気候の特性	
2. 本市の人口、経済特性	
(1) 人口動態	
(2) 産業状況	
(3) 土地利用	
(4) 道路	
(5) 交通	
3. 過去の災害と想定	
(1) 本市で発生した過去の災害	
(2) 本市に被害を及ぼすと想定される災害	
(3) 防災に対する市民意識～安全・安心なまちづくりアンケート（平成30年実施）～	
第三章 都留市の地域強靭化に向けた基本目標やリスクシナリオの設定	17
1. 地域強靭化の基本目標等	
(1) 基本目標	
(2) 事前に備えるべき目標	
2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	
3. 施策分野の設定	
第四章 脆弱性評価	20
1. リスクに対する脆弱性評価と分析	
2. 取組の重点化	
第五章 計画の推進と見直し	34
1. 計画の進捗管理と見直し	
2. 計画の推進期間	
3. 他の計画等との整合について	

第一章 国土強靭化地域計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的

日本では、東日本大震災などの地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨被害等、これまでに多くの大規模自然災害に見舞われ、そのたびに多くの尊い命や、莫大な経済的・文化的損失を被り続けてきた。

こうした教訓から、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範疇を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、千年の時をも見据えながら行っていく必要があると考え、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、基本法と言う。）」を制定し、これに関連する様々な計画の指針となる国土強靭化基本計画を定めた。

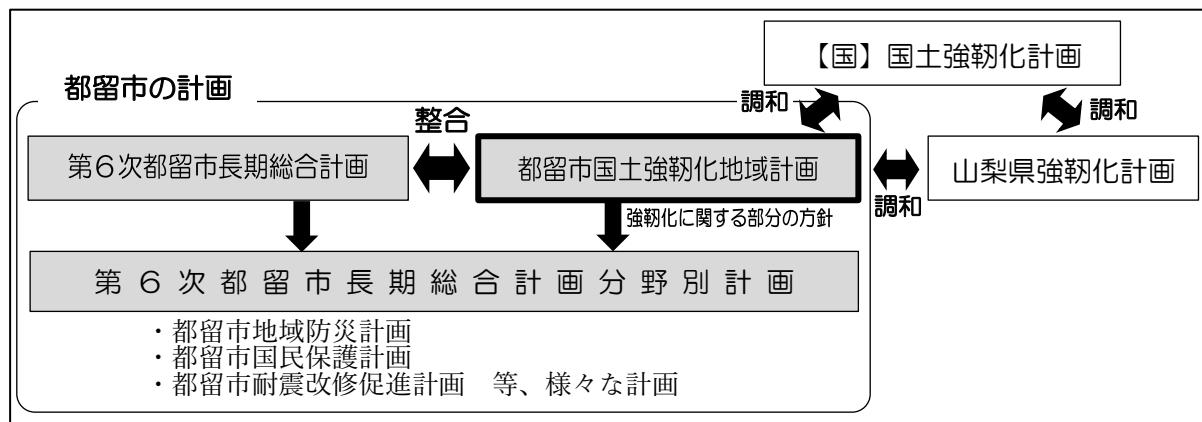
これを受けて、本市でも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持ち、地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまちを実現するため、「都留市国土強靭化地域計画」を策定する。そして、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、次の4つの基本目標を実現させられるよう、国土強靭化の取り組みを推進する。

- ① 人命の保護が最大限図されること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2. 計画の位置づけ

基本法第13条では、市町村の区域における国土強靭化地域計画を、これ以外の国土強靭化に係る様々な計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。本計画は、第6次都留市長期総合計画と整合を保ち、本市が有する様々な分野の計画の国土強靭化（防災・減災）に関連する部分の指針となるものであり、これを通じて必要な施策を具体化し、国土強靭化を推進していく。

また、基本法第14条には、国土強靭化地域計画は国の策定する国土強靭化基本計画との調和が保たれなければならないことから、国の基本計画や山梨県の地域計画との調和・連携を図る上で地域性等も踏まえ、計画を策定する。



图表1 計画の位置づけ

第二章 都留市の地域特性

1. 本市の環境特性

(1) 本市の位置と地勢

本市は、概ね東経 138 度 54 分 21 秒、北緯 35 度 33 分 03 秒、山梨県の東部にあり、東京都心から約 90km、県都甲府市より約 50km の距離に位置している。面積は 161.63km²で、標高は中心地で 490m、周囲は 1,000m 級の美しい山々に囲まれ、北東において大月市に、西に西桂町、富士吉田市に開かれ、峠越えの道路により、東方面に上野原市、南方面に道志村と連絡している。

市域の約 84% は山林で占められる山岳地帯であり、平坦地は市域の中央を西から東に貫流している桂川流域に開けている。

都留市の地質は、桂川西側の御坂山地、東側の丹波山地を構成する新第三紀層とそれを貫く石英閃綠岩、富士山の溶岩、土石流、火山灰及び河岸段丘と低地により成っている。桂川本流の平坦地下には猿橋溶岩流の岩盤があるところが多い。新第三紀層中の岩石の主なものは、輝石・安山岩質及び角閃石安山岩質の凝灰石や角礫岩である。菅野川及び鹿留川上流に前記の石英閃綠岩が存する。

また、都留市の河岸段丘及び低地は、河成の砂礫層・砂層が積み重なってできており、その上に富士山から降下した赤褐色粗粒の火山灰層（いわゆるローム層）が乗っている。ローム層の厚いところは乾燥しやすく、現在は畑地に利用されている。

猿橋溶岩流の上には、田原→上谷→下谷→四日市場→田野倉と連なる桂川沿岸の市街地が乗っている。溶岩の厚さはおおむね 1.0~6.0m である。

この溶岩流は、富士山から、大月市猿橋町まで流下した大規模なもので、約 8,500 年前のものである。富士山から市内十日市場、小篠神社まで流下した溶岩流が別にあり、これを十日市場溶岩流という。

想定地震によると、本市は、南関東直下プレート境界地震の影響を受け、活断層による地震被害では、藤の木愛川断層地震による被害が大きい。地震災害は構造線と関係が深く、特に、活断層は震源と考えられ、この活動が地震と災害の発生につながる。



(2) 気候の特性

本市は、約北緯 35 度 33 分の地点にあり、本来は温帶地帯であって気候も温暖であるべきであるが、標高が 450m 以上で富士山麓の一部を構成する形態にあるため高原性の気候となり、同緯度の気温より低く、また昼夜間の気温の差が著しい。

2. 本市の人口、経済特性

(1) 人口動態

本市の人口は、平成 27 年国勢調査では 32,002 人（13,465 世帯）となっており、前回の平成 22 年国勢調査と比べると 1,586 人減少している。

65 歳以上の老人人口は増加しており、総人口の約 25.4% を占めている。老人人口の増加は、平成 2 年国勢調査以後増加しており、この傾向は今後も続くと予想される。

また、1 世帯当たりの人口の減少化に伴い、核家族化の進行がみられ、家族の介護力の低下や要配慮者の増加が予想される。

本市では、このような実態を把握し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関、関係団体と連携して防災対策を推進していくものとする。

図表 2 都留市の人口推移

年	人 口	増 減		世帯数	1 世帯当たり 人数	老 年 人 口			
		数	率			人 口	割 合	県 割 合	全 国 割 合
平成 12 年	35,513	115	0.32	13,128	2.7	6,336	17.8	19.5	17.3
17 年	35,017	△496	△1.40	13,271	2.6	7,154	20.4	21.9	20.1
22 年	33,588	△1,429	△4.08	13,536	2.5	7,569	22.5	24.5	23.0
27 年	32,002	△1,586	△4.72	13,465	2.4	8,132	25.4	28.4	26.6

（国勢調査データをもとに作成）

(2) 産業状況

産業は、農業生産額、工業生産額とも減少している。

平成 27 年実施の農林業センサスによると、農業は、農家の 7 割が兼業農家であり、そのうち、9 割以上が第 2 種兼業農家となっている。耕地も減少しており、自給的農家が約 8 割にも達している。また、平成 30 年実施の生産農業所得統計によると、農業産出額は、米、野菜を中心に 3 億 7,000 万円となっている。

平成 30 年実施の工業統計調査によると、工業は、事業所数、従業者数等、富士・東部地域で比較的規模が大きいものとなっている。しかし、地場産業である繊維工業を中心に中小事業所が多いため、事業所当たりの規模が小さいなど生産性の向上を図ることが課題となっている。

商業は、卸売業・小売業ともに自然淘汰や大型店の出店などにより減少傾向にある。



(3) 土地利用

本市は、 161.63km^2 と広大な面積を有し、市域の約84%を山林が占めている山岳地帯である。桂川が市域の中央を西から東に貫流しており、本市の主要な平坦地はこの河川に沿って帶状に形成され、その他の平坦地や緩傾斜地も周囲の山岳を源とする中小河川沿いにある。

市街地や宅地は、国道139号に沿って発達しているが、近年は中心市街地のドーナツ化現象などにより、周辺地域での宅地化が目立っている。

都市的土地区画整備に関しては、都市計画区域を設定し、用途地域の指定を行うことにより計画的な土地利用を図っているが、用途地域内の面的整備の遅れや用途地域以外のミニ開発などの課題がある。また、都市計画区域外においては過疎化や高齢化が進行しているため、人口の定着を図る地域活性化対策が必要となっている。



(4) 道路

① 幹線道路

本市の幹線道路は、市内を北部から南西に向けて横断する国道139号及び中央自動車道を軸として、国道から分岐して周辺集落及び周辺市町村へ通じる主要地方道3路線、一般県道4路線により放射状に構成されている。

これら幹線道路については継続的に拡幅や改良等が進められているが、特に国道139号は、中心市街地を通過し、交通量も多く朝夕の渋滞が著しいことから都留バイパスの建設が進められ、平成23年3月法能～井倉間(延長3.2km)が開通、県道四日市場上野原線(延長0.2km)が同時開通となり、田原～古川渡間の幹線道路がつながった。しかし、国道139号に沿った市街地の交通量は現在多く、渋滞迂回路となっている中央自動車道の側道でも、朝夕を中心に交通量が多くなっている。これは、迂回路も含めて選択可能なアクセス路が少ないと起因しており、更なる対策が必要である。一方、中央自動車道については、富士吉田市方面についても乗降を可能とするフルインターチェンジ化の事業が平成23年8月に完成し、東海方面へのアクセスが可能となった。(国・県道の改良等の状況は、次のページの図表2を参照)

② 都市計画道路

都市計画道路としては、12路線、延長22,980mが計画決定しているが、全体の整備率は約43.9%、10,088m(平成31年4月1日現在)にとどまっている。要因として、市街地には建物が建ち並び、道路用地を確保することがむずかしい点があげられるが、優先順位を定め整備を実施する。特に、都留バイパスと中心市街地を結ぶ道路や四日市場・古川渡線などについては、交通条件を高め中心市街地機能を強化することができるため、早期完成を目指す必要がある。

図表3 国・県道の状況（平成31年4月1日現在） (資料)建設課

種 別	路 線 数	実 延 長 (単位:m)	改 良 延 長		舗 装 延 長	
			(単位:m)	改良率(%)	(単位:m)	塗装率(%)
高速道路	中央自動車道	10,812	10,812	100.0	10,812	100.0
一般国道	国道139号	12,307	12,307	100.0	12,307	100.0
	国道139号 (都留バイパス)	6,391	6,391	100.0	6,391	100.0
主要地方道	都留道志線	10,266	10,078	98.2	10,266	100.0
	四日市場上野原線	9,297	9,159	98.5	9,159	100.0
	都留インター線	552	338	61.2	552	100.0
	小 計	20,115	19,575	97.3	19,575	100.0
一般県道	高畠谷村停車場線	10,385	8,494	81.8	10,385	100.0
	戸沢谷村線	4,381	4,288	97.9	4,381	100.0
	大幡初狩線	1,450	371	25.6	1,450	100.0
	大野夏狩線	2,962	0.0	0.0	2,962	100.0
	小 計	19,178	13,153	68.6	19,178	100.0

図表4 都市計画道路の状況（平成31年4月1日現在） (資料)建設課

名 称	幅員 (m)	延長 (m)	改良済 (m)
谷村町駅前通り線	16	250	
一般国道139号(都留バイパス)	16・12・11	9,600	6,400
大学前通り線	12	630	630
学校通り線	14	210	40
厚原線	12	1,370	
四日市場古川渡線	12	1,930	1,528
谷村本通り線	11・8	2,220	
横町古川渡線	11	2,770	
姥沢川通り線	11	1,260	1,260
横町天神通り線	12・11	1,440	230
横町通り線	8	580	
下谷線	8	720	
計	—	22,980	10,088

③ 市道

市道は平成 31 年 3 月 31 日現在で実延長 215km 余りに対して、舗装率 85.5%、改良率 74.0% となっている。近年は、国道の渋滞から市道を利用する車も多く、また、宅地化の進展に伴う新たな交通需要への対応や、緊急車両の進行に支障をきたす狭い道路の解消など、計画的な道路整備が課題となっている。

一方、これから道路整備にあたっては、単に機能性だけではなく、安全性や環境、周辺景観などに配慮していく必要がある。

図表 5 市道の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）（資料）建設課

種 別	路 線 数	実 延 長 (単位 : m)	改 良 延 長 (単位 : m)	舗 装 延 長	
				改 良 率 (%)	(単位 : m)
合 計	762	m 215,594	m 159,507	% 74.0	m 184,312
一 級	8	22,601	21,751	96.2	21,989
二 級	9	18,048	15,379	85.2	16,102
そ の 他	745	174,945	122,377	70.0	146,221
					83.6

（5）交通

① 鉄道

鉄道は、市内に富士急行線の 8 駅が設置されている。運行本数は、1 時間に 3 本程度と比較的良好だが、市街地の踏切の一部は未改修であり、通行に支障をきたしている。また、市街地の踏切は交通渋滞の一因ともなっている。なお、都留文科大学前駅周辺は、大学周辺地域であることに加えて山梨県南都留合同庁舎や商業施設が立ち並ぶ等、本市の新都市拠点として開発が進んでいる。

② バス等

市内を運行するバス路線は 6 路線あるが、すべて都留市駅を起点としている。これらの中には、利用客減少による減便により、更なる利用者の減少が顕在化する路線も出ている。

そのため、以前より地域の公共交通の今後の在り方について検討を進めているところではあるが、更なるニーズ把握や利用実態の確認等を踏まえた上で、主要施設や駅と地域を結ぶ公共交通システムの体系等、引き続き研究していく必要がある。また、中央自動車道においては新宿や多摩地区への直通高速バスが運行されているが、市内各地から高速道路バス停へのアクセス向上や自家用車からの乗り継ぎを可能とする駐車場整備などを検討し、利用を促していくことが必要である。



3. 過去の災害と想定

(1) 本市で発生した過去の災害

本市の地形的形状は、桂川をはじめとする多くの河川と1,000mを超える急峻な山々があり、山崩れ等の危険箇所は多く、過去にもさまざまな自然災害の影響を受けてきた。

なお、本市の主な災害等は、以下のとおりである。

図表6 過去の主な災害

災害区分	災害発生日	災害地域	災害状況
水害	明治 40. 8. 23～8. 24	大幡川沿岸地域	宝地区大幡方面は、人畜家屋の被害甚大
地震	大正 7. 6. 26	全 域	石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂等 被害甚大（谷村地震）
地震	大正 12. 9. 1	全 域	家屋の被害甚大（関東大地震）
山崩れ	大正 14. 8. 26	下谷地区	死者 10名・負傷者 3名・倒壊・埋没家屋 6戸
火災	昭和 24. 5. 13	下谷地区	負傷者 17名・り災世帯 339世帯・り災人員 1586名・焼失棟数 334棟・焼失面積 60,222m ² 損害額 558,420千円
水害	昭和 34. 8. 12～8. 14	全 域	堤防決壊・道路・橋梁の流失等 63箇所 被害甚大
台風	昭和 34. 9. 27	〃	全壊 59戸・半壊 132戸
台風	昭和 36. 9. 15～9. 17	〃	負傷者 6名・全壊 15戸・半壊 28戸・その他 水稻の被害大
水害	昭和 41. 9. 23～9. 25	〃	特に宝地区多く、市内山間地域、被害甚大 土木被害額 2億有余円
台風及び大雨	昭和 57. 8. 1～8. 3	〃	市内全域被害大 農林水産業、公共土木施設等 被害額 15億有余円
地震	昭和 58. 8. 8	〃	市内各所 家屋、農業及び公共土木施設等 被害額 1億有余円
台風	昭和 58. 8. 16～8. 17	〃	市内各所 農業及び公共土木施設等被害額 4億有余円
台風	昭和 60. 6. 30～7. 1	〃	市内各所 農林業、土木施設等被害額 1億有余円
台風	平成 3. 8. 20～8. 21	〃	市内各所 農林業、公共土木施設等被害額 1億有余円
地震	平成 8. 3. 6	〃	市内各所 家屋、農業及び公共土木施設等 被害額 5千万有余円
雪害	平成 10. 1. 15～1. 16	〃	市内各所 家屋・公共施設等 被害額 7千万有余円
台風	平成 23. 9. 1～9. 6 (特に東桂・楽山地区)	〃	市内各所 (避難勧告発令: 88世帯/204名) 土石流流出、がけ崩れ、河川氾濫等 家屋、公共土木施設等被害甚大 (負傷者 1名)
台風	平成 23. 9. 21 (特に東桂・小野地区)	〃	市内各所 土石流流出、法面崩落、河川氾濫等 公共土木施設等被害甚大
雪害	平成 26. 2. 14～2. 15	全 域	市内各所 (2.15 消防署観測: 最大積雪量 108cm) 軽傷 10名、全壊 7戸・半壊 10戸・一部破損 62戸 農林水産業施設等被害額 8千万有余円
台風	令和元年 10. 12	〃	市内各所 土石流流出、土砂崩れ、河川護岸崩落 公共土木施設等被害甚大

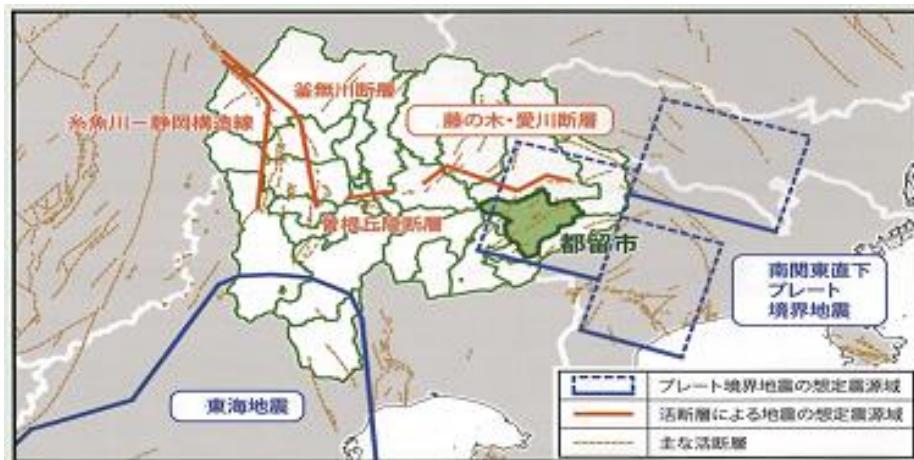
(2) 本市に被害を及ぼすと想定される災害

① 地震

・本市に被害を及ぼす地震

本市に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定される。

東海地震 【想定規模：M8.0】	駿河トラフを震源とする地震で、前回の地震からすでに約160年経過していることや東海地域周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。発生時は、市内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる。 ※県下では、本市を含む25市町村が「強化地域」に指定されている。
南関東直下プレート境界地震(南関東直下型地震) 【想定規模：M7.0】	南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震等を想定している。
活断層 ¹ による地震	<p>■釜無川断層地震 【想定規模：M7.4】 山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震。</p> <p>■藤の木・愛川断層地震 【想定規模：M7.0】 山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震。</p> <p>■曾根丘陵断層地震 【想定規模：M6.1】 甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震。</p> <p>■糸魚川-静岡構造線地震 【想定規模：M7.0】 日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震。</p>



¹ 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から1万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

・被害想定

山梨県では、県内に大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定の調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表し、平成17年には山梨県東海地震被害想定調査を発表した。以下、これらの調査による想定の結果を示す。

【前提条件】

- ① 山梨県を500m×500mのメッシュに区切り、被害想定を行う。
- ② 火災発生の危険性が最も高い冬の夕方6時を想定する。
- ③ 南関東直下プレート境界地震は、東京都多摩地区直下を震源とした地震(M7)、山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震(M9)、神奈川県西部を震源とした地震(M14)の3つのモデルがあるが、M7、M14、モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定した。
- ④ 本想定は、地震による物的被害、人的・社会的被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。

《急傾斜地危険箇所危険度分布表》

(上段箇所【数】、下段箇所【率】)

	ラ ン ク			計
	危険性が高い	危険性がある	危険性が低い	
東海地震	60箇所 28%	113箇所 54%	38箇所 18%	211箇所
南関東直下プレート 境界地震	56箇所	—	—	56箇所

《構造種別毎建物棟数》

木造	R C・S R C造	S造	軽量S造	その他	総棟数
11,557棟	436棟	951棟	819棟	3棟	13,766棟

図表7 建物被害想定結果

(単位:棟)

	液状化による被害			振動による被害			全 体 被 害		
	全壊	半壊	罹災	全壊	半壊	罹災	全壊	半壊	罹災
東海地震	4	9	13	26	436	496	30	445	509
南関東直下型 地震	0	0	0	—	—	810	—	—	810
釜無川 断層地震	0	0	0	—	—	200	—	—	200
藤の木愛川 断層地震	0	0	0	—	—	5,200	—	—	5,200
曾根丘陵 断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川-静岡 構造線地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図表8 停電契約口数

(単位:口)

	東海地震	南関東 直下型地震	釜無川 断層地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵 断層地震	糸魚川-静岡 構造線地震
契約口数	1,670	1,000	1,000	1,000	0	0

図表9 上水道・簡易水道断水世帯数 ※調査当世帯数12,231世帯 (単位:世帯)

	東海地震	南関東 直下型地震	釜無川 断層地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵 断層地震	糸魚川-静岡 構造線地震
断水世帯数	7,805	4,000	3,000	9,000	2,000	2,000

図表10 住居制約の想定結果

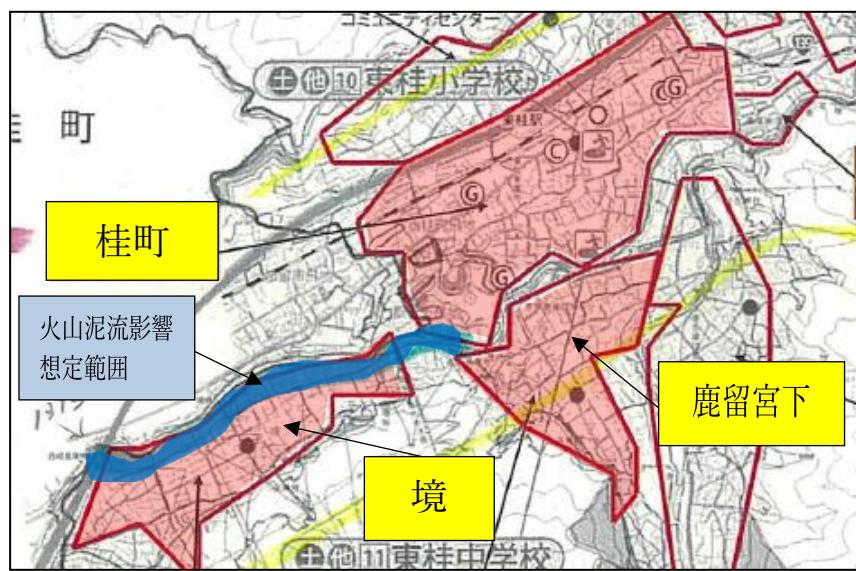
	住居制約		(参考)
	住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支障世帯数
東海地震	1,712世帯	4,633人	4,449世帯
南関東直下型地震	419世帯	1,194人	1,472世帯
釜無川断層地震	111世帯	316人	1,108世帯
藤の木愛川断層地震	3,591世帯	10,232人	2,406世帯
曾根丘陵断層地震	0世帯	0人	761世帯
糸魚川一静岡構造線地震	0世帯	0人	744世帯

② 富士山噴火

火山現象の種類は非常に多く存在するが、富士山火山広域防災対策基本方針で都留市への影響が想定されると示された火山現象は、「融雪型火山泥流（積雪期のみ）」「噴石（小さな石）」「降灰」「降灰後土石流」「溶岩流」の5つである。これらの現象について、その概要と影響を及ぼす予想範囲²を現象ごとに示す。

・融雪型火山泥流（積雪期のみ）

山腹に積もった雪が火碎流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで、高速で流下する現象であり、積雪期に限り発生する。流下速度が時速60km超になることもあるから、噴火前及び噴火開始直後の避難とする。融雪型火山泥流からの避難先は原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物とする。



図表11 融雪型火山泥流被害想定図（富士山火山防災避難マップ（富士北麓版）より）

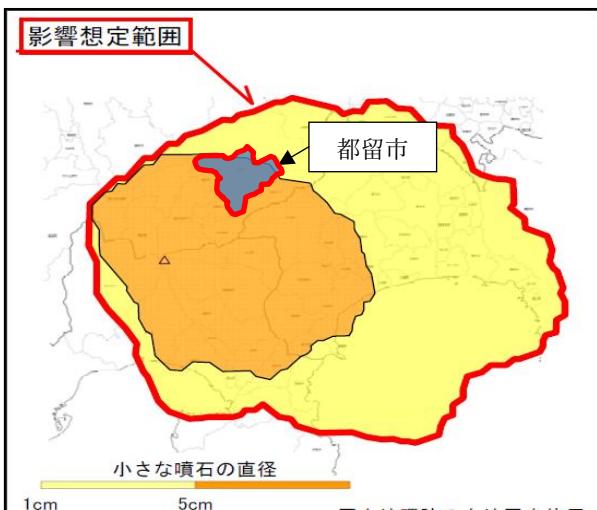
※東桂地区の一部(境、桂町、鹿留宮下)が「泥流避難ゾーン」に該当

² 範囲予想等は、富士山火山広域防災対策基本方針、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書、富士山火山防災協議会による詳細な検討をもとに作成。

- ・噴石（小さな噴石）

風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び低密度の軽石が降下する現象で、風の影響を受け、火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。

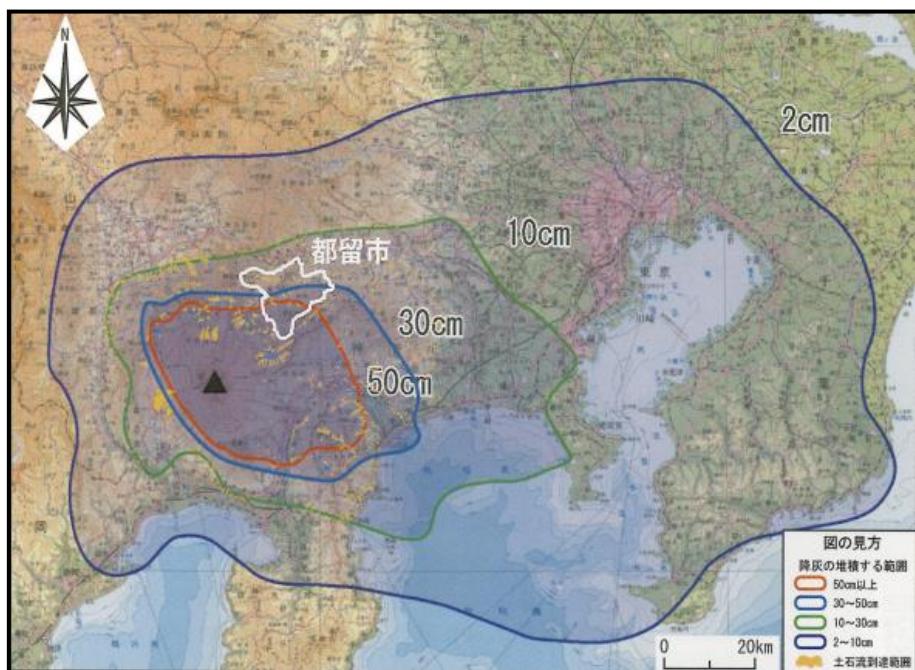
小さな噴石は、身体への影響が想定されることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内避難とする。過去の活火山噴火時における小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されている。



図表12 噴石（小さな噴石）の影響想定範囲図（富士山火山広域避難計画から引用）

- ・降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積り、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、徐灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。



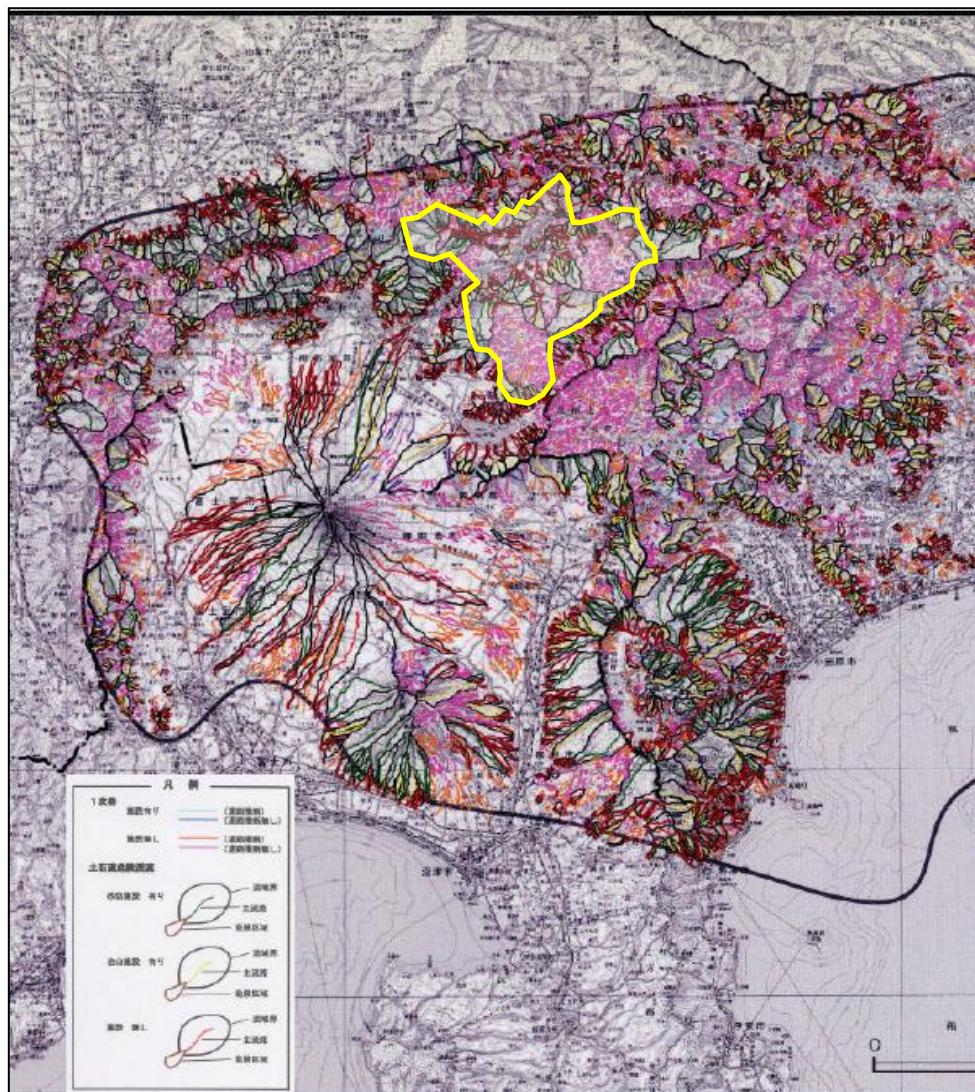
図表13 降灰の影響想定範囲図（富士山火山広域避難計画から引用）

・ 降灰後土石流

斜面や溪流の土砂が水と一緒に流下する現象である。降灰や火碎流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。避難対象エリアは、影響想定範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、土石流の土砂災害警戒区域となり、都留市の土石流危険渓流は134ヶ所、土石流の土砂災害警戒区域157ヶ所となる。

<土石流危険渓流134ヶ所の内訳>

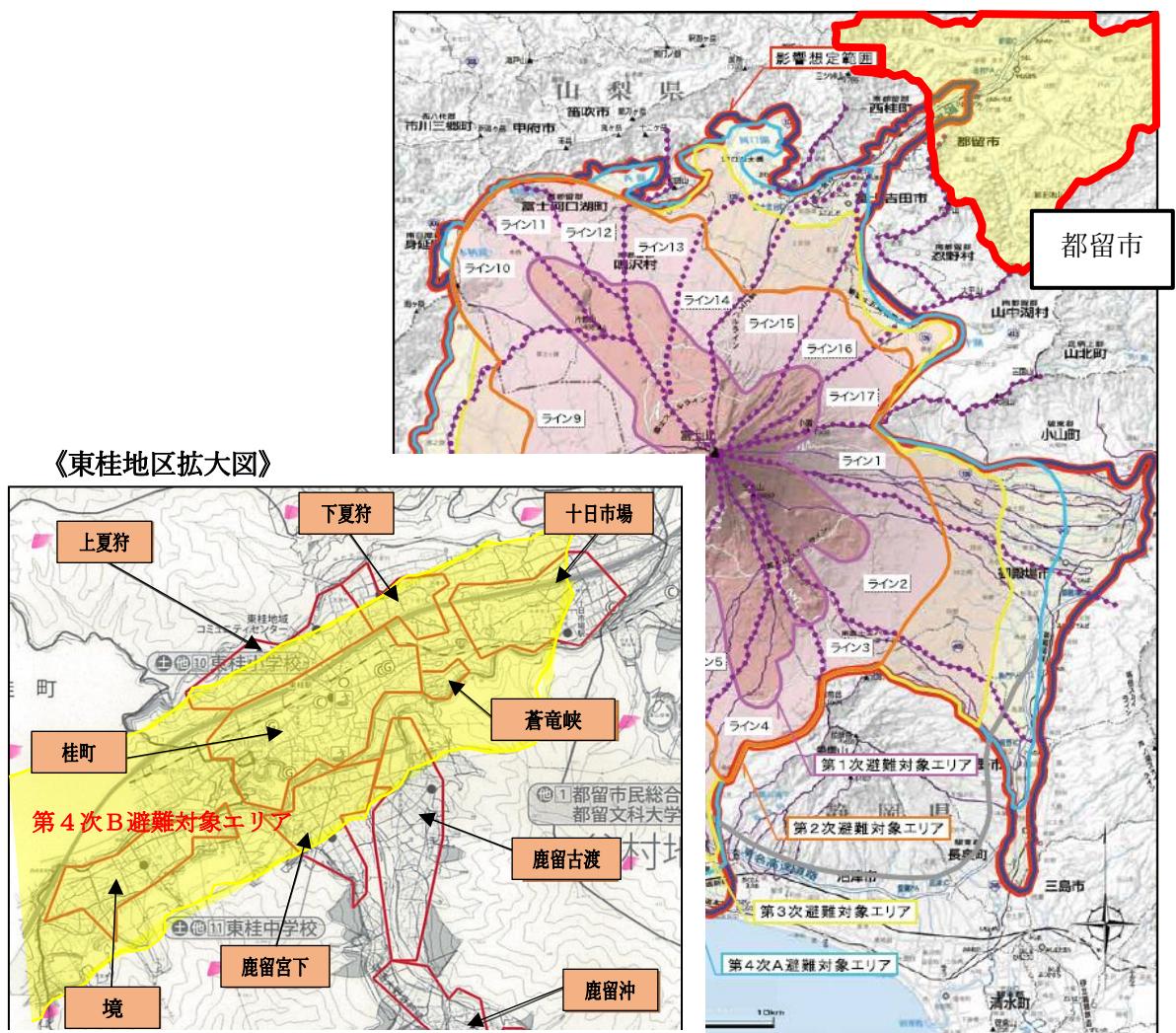
- ①人家5戸以上もしくは公共施設がある箇所 127箇所、②人家1戸から4戸ある箇所 5箇所、
③人家はないが、今後立地すると見込まれる箇所 2箇所)



図表14 降灰後土石流の影響想定範囲（富士山火山広域避難計画から引用）

・ 溶岩流

1000°C前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは温度等の条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さで、比較的遅く、段階的な避難が可能となる。



図表15 溶岩流等の影響想定範囲図（富士山火山広域避難計画から引用）

避 難 対 象	説 明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火碎流、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火碎流、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）の到達範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流（3時間～24時間）到達範囲
第4次A避難対象エリア	溶岩流（24時間～7日間）到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流（7日間～約40日間）到達範囲

③ 風水害

近年、台風やゲリラ豪雨等、土砂災害の危険性が著しく高まる雨量の豪雨が頻発するようになっている。特に、令和元年10月12日に本市に最接近した台風19号では、図表16のとおり、市内全域に累計雨量およそ500mmの雨をもたらし、土砂流出9件、土砂崩れ1件、河川護岸崩落2件の被害をもたらした他、市内の桂川（東桂地区）や菅野川（開地地区、三吉地区、禾生地区）等では河川氾濫の危機に瀕した。これらの被害により、市内各地を結ぶ県道、市道を通行止めにすることとなり、一部道路については通行止め解除までに長期日数を要した。

図表 16 令和元年台風 19 号での累計雨量

地区名	雨量計設置場所	累計雨量
盛里地区	朝日曾雌	561.5 mm
開地地区	道坂トンネル	522.0 mm
東桂地区	鹿留・大野	498.0 mm
禾生地区	田野倉	474.5 mm
三吉地区	戸沢	446.5 mm
谷村地区	田原	442.0 mm
宝地区	下大幡	412.5 mm



菅野川の増水（下小野）

また、本市は 386 箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、がけ崩れや土石流、地滑り等による家屋被害や集落の孤立等のリスクが高い地域である。令和元年台風 19 号では、累計雨量の多さに比較して土砂流出等土砂災害の発生件数は少なかったとの分析もあり、今後の豪雨にて、より大きな被害が発生する可能性も考慮し、備えを進めなければならない。

図表 17 都留市の土砂災害警戒区域

がけ崩れ	土石流	地滑り
228 箇所	157 箇所	1 箇所

④ 雪害

平成 26 年 2 月 14 日から降り始めた大雪は、山梨県を中心に関東地方各地にも大きな被害をもたらした。積雪量は、最大 108cm に及び、負傷者 11 名、家屋の全壊 31 件、半壊 34 件、農業用施設等の被害も累計で 78 件となった他、289 人の帰宅困難者が発生し、市内 10 箇所の避難所で受け入れを行った。

また、大雪により主要道路及び公共交通機関が麻痺したため、食料等生活必需品の流通も止まり、市民生活に大きな影響を及ぼした。加えて、除雪の作業においては、乗り捨てた車の移動や移動場所の確保などが必要となり、多くの時間を要することとなった。



H26 豪雪谷村地内の様子

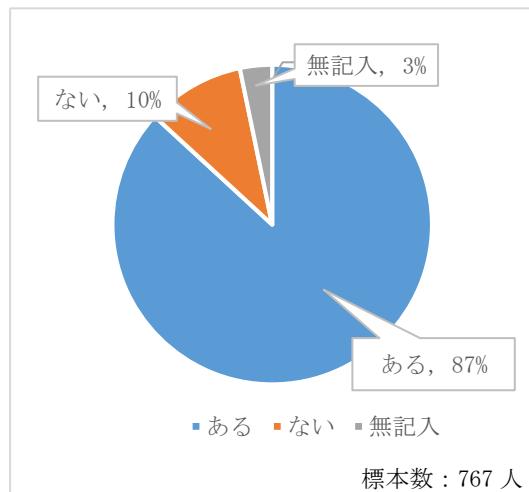
(3) 防災に対する市民意識～安全・安心なまちづくりアンケート(平成30年実施)～

この調査は、本市におけるセーフコミュニティの取り組みを推進するにあたり、日々の生活における不安感や安全対策等の地域における意識について現状を把握する事を目的に実施したものである。その中で、防災に関する設問を抜粋し、以下に示す。

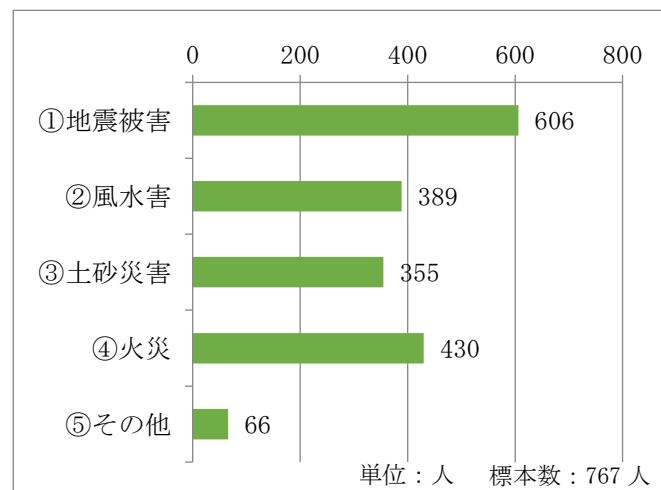
■ 災害に対する不安について

今回の調査対象者の9割の方が、災害に対して不安を感じている結果となった。男性回答者の中で不安と回答した方の割合は84.9%、女性回答者の中で不安と回答した方の割合は89.3%となっている。また、これらの方に対して、特にどのような災害に対して不安を感じるかを調査した結果、特に地震災害に対して強い不安を感じている方が多いことが明らかになった。

図表18 災害への不安はあるか



図表19 特にどのような災害に不安を感じるか



また、同調査結果を地域別に分析すると、どの地区も地震被害に対して不安を感じる方が一番多い事が伺えた。また、宝地区や盛里地区では、他地域に比べて土砂災害に対して不安を感じる方が多い結果が出ている。

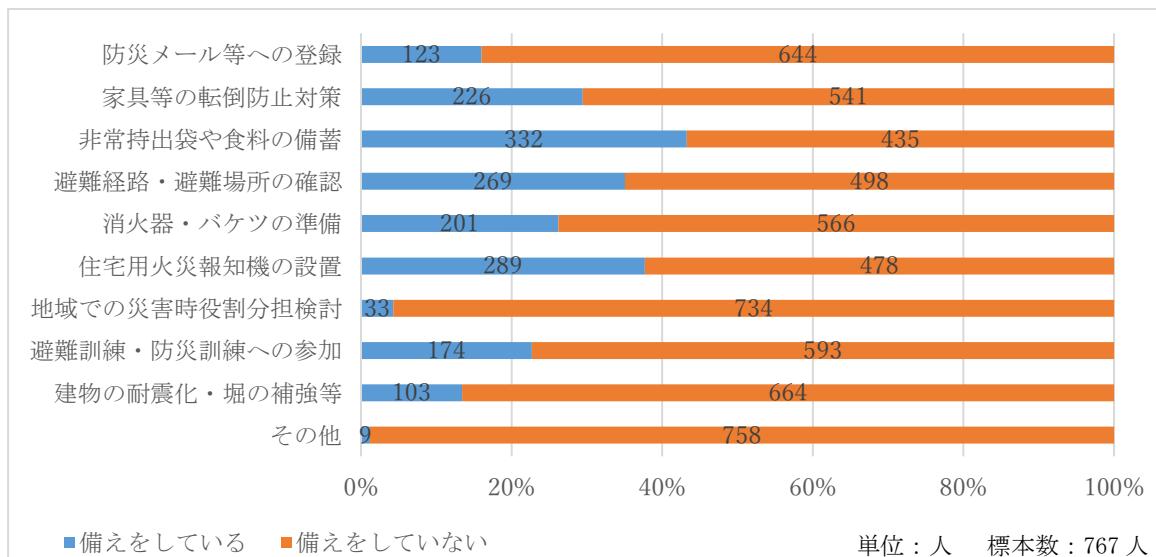
図表20 特にどのような災害に不安を感じるか(地区別分析)

項目	谷村	三吉	開地	東桂	宝	禾生	盛里
地震被害	177人 34.2%	37人 34.0%	32人 33.0%	124人 31.7%	50人 29.8%	149人 33.6%	29人 30.9%
風水害	103人 20.0%	22人 20.2%	21人 21.7%	88人 22.5%	35人 20.8%	95人 21.4%	19人 20.2%
土砂災害	93人 18.0%	24人 22.0%	20人 20.6%	68人 17.4%	41人 24.4%	76人 17.1%	27人 28.7%
火災	124人 24.0%	24人 22.0%	22人 22.7%	98人 25.1%	34人 20.2%	105人 23.6%	18人 19.1%
その他	20人 3.8%	2人 1.8%	2人 2.0%	13人 3.3%	8人 4.8%	19人 4.3%	1人 1.1%
合計	517人	109人	97人	391人	168人	444人	94人

■ 災害に対する備えについて

個人レベルでの災害への備えは、下の図表 21 のとおりとなった。備えている人が一番多い「非常用持出袋や食料の備蓄」で 43.3%の割合となっている。先の設問で地震災害への不安を持つ方が最も多い結果になっているが、それに対応する「家具等の転倒防止対策」「建物の耐震化・壠の補強等」の備えをしている方の割合が低く、対策の余地が多いことが伺える。また、ご近所等地域の方との防災時役割分担の検討ができる方は非常に少ない。これについて、次の項目で地域での防災活動について示す。

図表 21 災害に対してどのような備えをしているか



■ 消防団などの防災・防犯活動への参加について（地域活動の参加状況に関する調査より）

総回答者数 767 人のうち、すでに参加している方は 88 人 (11.5%)、今後参加したいとする方は 58 人 (7.6%)、参加したいと思わない方は 621 人 (80.9%) となり、防災に関する地域活動への参加は、一部の人に限られている現状や、全ての年齢層で活動への参加意欲が見られない現状が明らかになった。30 歳代から 40 歳代の参加が比較的多い要因は、消防団活動への参加が多いためと推測される。

図表 22 防災・防犯活動への年齢層別参加状況 (標本：767 人)

年齢	20 未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80 以上	不詳
参加している	0 人 0.0%	4 人 7.4%	14 人 22.5%	16 人 19.5%	14 人 10.4%	22 人 11.9%	15 人 10.1%	3 人 3.9%	0 人 0.0%
参加したい	3 人 16.7%	10 人 18.5%	4 人 6.5%	5 人 6.1%	14 人 10.4%	15 人 8.1%	3 人 2.0%	4 人 5.3%	0 人 0.0%
参加したいと思わない	15 人 83.3%	40 人 74.1%	44 人 71.0%	61 人 74.4%	106 人 79.2%	148 人 80.0%	130 人 87.9%	69 人 90.8%	8 人 100.0%

第三章 都留市の地域強靭化に向けた基本目標やリスクシナリオの設定

1. 地域強靭化の基本目標等

本市では、第6次都留市長期総合計画の目指すべき将来像として、「ひと集い 学びあふれる生涯きらめきのまち つる」を掲げ、「この地で生活する人すべてが、生涯を通していきいきと学び、自己のため、家族のため、そして、まちのために活躍し、相互に高めあい、いつまでも元気で、きらめく人生を送れるようなまち」を目指している。

この「目指すべき将来像」の実現のためのあらゆる活動が災害の発生によってとん挫することの無いよう、事前防災・減災対策や迅速な復興に対して、都留市に住み、学び、働き、活動する市民や事業者が協働・連携して取り組むため、以下の目標を定める。

(1) 基本目標

国は、基本法において、大規模自然災害等の発生後における適切な対応のための事前、事後、復興の取り組みに係る方針として、以下の4点を規定している。

- I 人命の保護が最大限図されること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 市の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- IV 迅速に復旧・復興できること

よって、本市でも、この4点を基本目標とし、いかなる災害等が発生しても必ず実現されるよう、取り組むこととする。

(2) 事前に備えるべき目標

基本法に倣い、基本目標を達成するために大規模自然災害等発生の事前に備えるべき目標として次の8点を設定する。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう備える。
- 2 災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。
- 3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。
- 4 災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える。
- 5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせないよう備える。
- 6 災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える。
- 7 制御不能な二次災害を発生させないよう備える。
- 8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

大規模自然災害等発生の事前に備えるべき8つの目標に対し、国では45の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。基本法第14条には、国の基本計画や山梨県の地域計画、周辺市町村の地域計画との調和・連携が図られるべきとされていることから、これらの計画も踏まえつつ、本市の地域性等も考慮し、以下のとおり28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物倒壊や火災による死傷者の発生	
	1-2	公共施設、病院、学校教育施設、社会体育・生涯学習施設、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災による死傷者の発生	
	1-3	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生、溶岩流や降灰等による他分野にわたる二次被害の発生	
	1-4	土砂災害や河川氾濫による多数の死傷者の発生	
	1-5	豪風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生や被害の拡大	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-3	住民の居住実態の把握不足による高齢者等災害弱者の長期にわたる孤立化	
	2-4	消防職員・団員の被災及び主要道路、高速道路及び交通機関の寸断による非常参集の遅延や、それにより引き起こされる消防職員・団員による活動の絶対的不足	
	2-5	想定を超える数の避難者や帰宅困難者への避難所（福祉避難所含む）の供与スペース、飲食料、避難所運営人材の不足と避難者の衛生状態の悪化	
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大量発生等、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所や消防署等の公共施設、消防車両等災害復旧に要する機材等の損壊、交通網・ライフライン・電子ネットワーク等の寸断、対応にあたる職員の被災、行政電子データの破損等による行政機能の大幅な低下	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報伝達の長期停止により、災害情報や 119 番通報に係る各種緊急通報等が伝達できない事態	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	基幹的交通ネットワークの機能停止による、人の動きや物流への甚大な影響	
	5-2	食料等の安定供給の停滞	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止	
	6-2	上下水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止、機能停止	
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、ダム、通水路、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の拡散・流出等による水源等への汚染の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う住民の流出や地域コミュニティの崩壊、ボランティア等の受入機能の麻痺により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	文化財の倒壊等による有形・無形の文化の衰退、喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮設学校・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	被災状況、復旧、復興、安全面等の正確な情報発信が不能となり、風評被害や勘違い等によるデマ情報拡散により混乱が拡大し、経済活動も停滞する事態

3. 施策分野の設定

次章の脆弱性評価では、先ほど設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、備えるべき施策等を分析するが、これらの施策を分野別に分析、評価を行うこととされている（基本法第17条第4項）ことから、個別施策分野として「行政機能」、「住宅・地域・インフラ」、「保健医療・福祉」、「交流・物流」、「産業」の5分野、横断的な分野として「リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」の2分野を設定した。以下のとおり定義する。

個別 施 策 分 野	行政機能	行政機関、警察、消防等の施設や防災体制の維持・強化や、（行政により）地域防災力の強化を図るために行う対策。
	住宅・地域・インフラ	住民の財産である住宅や、国土整備・インフラ整備・衛生環境等地域の機能等を守るために行う対策。
	保健医療・福祉	保健、医療・福祉等、災害が発生した場合でも、誰もが安心して生活するために行う対策。
	交通・物流	地域交通及び物流が災害等発生時に受ける被害を最小限に留めるとともに、早期に経済活動を再開できるようにするために行う対策。
	産業	農林漁業や商工業等の産業活動が災害発生時に受ける被害を最小限に留め、早期に経済活動を再開できるようにするために行う対策。
横 断 的 分 野	リスクコミュニケーション	行政機関、地域住民などの間で情報を共有し、安全対策や許容できるリスクについて相互の意思疎通、共通認識の構築、合意形成を図ること。
	老朽化対策	老朽化している施設等について、計画的な維持管理や新たな技術による維持を行うことで施設の健全度を高め、施設利用者の安全性の確保を図ること。

第四章 脆弱性評価

1. リスクに対する脆弱性評価と分析

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物倒壊や火災による死傷者の発生

空き家の倒壊等被害と処理について、把握や対処の方法を構築する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

建物内部にて家具等の転倒による死亡や避難阻害を防ぐ必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
					○	

市営住宅の長寿命化修繕計画により、整備を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務を速やかに実施できる体制を確立する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

災害を未然に防ぐため、耐震改修促進計画に基づき建築物等の耐震化を図る必要がある。

個別施策分野					個別施策分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○					○

1-2 公共施設、病院、学校教育施設、社会体育・生涯学習施設、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災による死傷者の発生

公共施設個別施設計画に基づき、施設の耐震化状態及び経年劣化の状況を把握、豪雨による雨漏り等の把握、破損箇所の把握を行い、必要箇所から修繕を行っていく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

公共施設個別施設計画に基づき、施設の劣化状況、施設の使用状況、修繕費等を鑑みて、修繕ではなく取り壊し等の必要性について検討する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

社会福祉施設や医療施設、商業施設等、多くの人が集まる施設での避難について、計画策定や体制整備等備える必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○		○	○	

離着陸場や宿营地等、発災時の応急対策の拠点となる都市公園施設の長寿命化を推進する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					○

学校教育施設について、耐震化は完了しているが、非構造部材の耐震改修工事について一部の学校において未完了となっているため、対処する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

学校教育施設について、日常点検では確認できない高所や躯体状況の劣化度調査などについて専門家を入れた定期的な点検により施設の機能保全を図る必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

1－3 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生、溶岩流や降灰等による多分野にわたる二次被害の発生

国や県と連携し、早急な情報収集や広域的な対応の協議等、安全対策を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

高齢者や子ども等災害弱者に被害が及ばないように関係機関との情報共有体制について検討する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○			○	

国や県と連携し、富士・東部地域や国中地域を結ぶ広域避難路や市内の幹線道路である都市計画道路の整備を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

1－4 土砂災害や河川氾濫による多数の死傷者の発生

ハザードマップなどの情報が住民に浸透しているか、市からの避難指示情報を確実に得られる環境は整っているか評価する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

県と連携し、早急な情報収集や広域的な対応の協議等、安全対策を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

高齢者や子ども等災害弱者に被害が及ぼないように関係機関との情報共有体制について検討する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○			○	

災害防止のため、河川等の土砂浚渫を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					○

森林が持つ水源涵養機能等の公益的機能が発揮されるように適切な森林整備（間伐の実施等）を早期に実施する必要があるため、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づいた森林整備を推進する。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○			○		

1－5 豪風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生や被害の拡大

高齢者や子ども等災害弱者に被害が及ぼないように関係機関との情報共有体制について検討する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○			○	

積雪時における市民の安全と通行の確保を図るため、毎年除排雪計画を定め、実施する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2－1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

市では1,700人分(3食×3日)の食料を備蓄し、市内スーパーとの食料提供に関する協定締結も進めているが、物流の寸断により物資が無くなることも想定されることから、各家庭における非常食、飲料水、常備薬等の備蓄を啓発する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○				

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

避難所の運営をはじめ、地域の災害対応を率先できる人材（防災士や避難所運営リーダー等、女性も含む）を地域にて養成する必要がある。◆防災士のいる避難所数 R2 9 避難所 ⇒ R5 16 避難所

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

災害により孤立集落等が発生しないよう、橋梁及び舗装等の長寿命化修繕計画により、整備を進める必要がある。◆市道及び橋梁の健全性 R2 73.68 ⇒ R5 75.08

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

道路や河川の機能回復に民間の力を活用できるよう、建設業協会等との連携を更に深める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

積雪時における市民の安全と通行の確保を図るため、毎年除排雪計画を定め、実施する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

2-3 住民の居住実態の把握不足による高齢者等災害弱者の長期にわたる孤立化

災害時、自ら避難することが困難な災害弱者（避難行動要支援者、高齢者、妊婦、子ども等）を迅速に避難させられるよう、地域での仕組みを確立、維持する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○			○	

避難行動要支援者名簿の制度の周知や名簿掲載同意の再確認等、掲載対象者のうち平常時から利用できる名簿への掲載同意者を増やす必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○				

保護者が不在の子どもや保護者が被災した子どもの安全を確保する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

2-4 消防職員・団員の被災及び主要道路、高速道路及び交通機関の寸断による非常参集の遅延や、それにより引き起こされる消防職員・団員による活動の絶対的不足

各地域の消防団員だけではなく、非常に多くの人が協力しあって救助活動等が展開されるよう、地域の防災活動の活性化や市内企業との協定の締結等、備える必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

地震、風水害等の非常事態が発生し、被害が甚大であった場合、非常参集の遅延や団員による活動の絶対的不足は十分に考えられ、また主要道路の寸断による緊急車両の災害発生場所への到着の遅延が予想できるため、地域の自主防災会による活動を確立する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○					

災害に対し、自衛隊、県内及び他県の消防本部との応援協定に基づく応援要請を関係機関に速やかに通知する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○					

2-5 想定を超える数の避難者や帰宅困難者への避難所（福祉避難所含む）の供与スペース、飲食料、避難所運営人材の不足と避難者の衛生状態の悪化

避難所の運営をはじめ、地域の災害対応を率先できる人材（防災士や避難所運営リーダー等、女性も含む）を地域にて養成する必要がある。 ◆防災士のいる避難所数 R2 9 避難所 ⇒ R5 16 避難所

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

各避難所を運営する自主防災会の重要性を認識してもらい、組織体制や物品等の備えを充実させる必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

現在、1,700名分（3食×3日）の食料と1,100名分（2L×3日）の水を備蓄しているが、現在の想定以上に避難者が増える事態を想定し、備蓄計画を見直す必要がある。

◆食料備蓄数 R2 1,700名分⇒R6 3,000名分

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		○				

避難所におけるペットの扱いに対する協議及びペットの飼い主への啓発をする必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
					○	

福祉避難所が2カ所であることから、避難者の集中及び地域的な偏りの解消のため、民間の社会福祉施設との福祉避難所の協定締結の必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

避難所における感染症対策のマニュアル作成・更新や備蓄計画の策定により、避難所における感染症対策を整備する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

住民や避難者の健康状態の確認や、感染者の隔離スペースの確保方法等をあらかじめ検討しておく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

帰宅困難者に対し、公営住宅の空き部屋の提供や、民間施設活用の仕組み構築等、備える必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○					

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療機関の不足時に対応できる医療救護所の体制の見直しが必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

広域災害救急医療情報システムによる物資人材の確保が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

2-7 被災地における疫病・感染症等の大量発生等、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

多くの住民が避難する避難所において感染症まん延のリスクが高いことから、避難所におけるまん延防止のための資機材を整備する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

疫病・感染症等の予防のため、衛生管理のための消毒機材の整備と消毒実施体制づくりが必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

感染症による死者の遺体安置場所を確保する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

住民や避難者の健康状態の確認や、感染者の隔離スペースの確保方法等をあらかじめ検討しておく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

各家庭において感染対策の備蓄の必要性の周知が必要である。(健康子育て課)

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○		○				

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 市役所や消防署等の公共施設、消防車両等災害復旧に要する機材の損壊、交通網・ライフライン・電子ネットワーク等の寸断、対応にあたる職員の被災、行政電子データの破損等による行政機能の大幅な低下

下

職員の被災により対応可能な職員の数が減少し、災害対応業務や通常業務の遂行が困難になることから、職員の災害に対する意識の高揚や災害時対応技術等の習得を図り、被災職員を減らし、早急に対応可能となるよう備える必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

災害時の実施業務の優先順位や実施体制等を定めた「都留市事業継続計画（BCP 計画）」を策定しているが、ライフラインや電子ネットワークの寸断時の対応等様々な状況を想定したものに改善していく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

基幹系システムのクラウド化を図り自府以外にサーバー拠点を設けることで被災時にデータを守ると同時に、自府にもサーバー拠点を設けることにより、ネットワークが寸断した場合でも業務が継続できるよう整備する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

停電に伴う電力提供の停止により、行政機能の大幅な低下が考えられるため、定期的な設備点検による非常用発電機の状態の把握を行い、万一の時に問題なく対応できるよう体制を整えておく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

<input type="radio"/>						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

特定の職員の不在によって事務機能が停止することの無いよう、計画的な人事配置に基づき、事務機能を補完する体制の構築や職員の育成を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>						

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報伝達の長期停止により、災害情報や119番通報に係る各種緊急通報等が伝達できない事態

防災無線が使用できない状況下を想定し、住民への情報伝達手段を複数用意する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	

高機能消防指令センターが消防庁舎1階に設置してあるため、災害に匹敵する程の大雨時の浸水対策が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>						

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 基幹的交通ネットワークの機能停止による、人の動きや物流への甚大な影響

緊急輸送道路の機能停止を防止するため、緊急輸送路沿いの建築物の耐震化を図る必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

複数の道路ネットワークを構築できるよう、主要な道路だけでなく農道や林道等の新設や改修等の事業を推進する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

企業と地域の防災面での連携を促し、地域内のライフラインネットワーク回復の協力体制を構築することで、早期に企業活動を再開できるよう促す必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	

5-2 食料等の安定供給の停滞

有事の際に市内外から食料等が供給されるよう、地方公共団体や民間との協定の締結を更に進めしていく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

学校給食センターや単独調理場の災害時等における機能・対応について、定期的な点検や見直しを行う必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、
早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止

すでにガソリンやガスなど、関連する団体や協会等と災害時の協定を結んでいるが、有事に対応できるよう関連する事業者等との協定の締結を更に進めていく必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○			○		○

公共、民間の拠点施設の被害を最小限に留めるためにも、供給ネットワークの有事対応の確認や施設内の機器等の定期的な点検、修繕が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

6-2 上下水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止、機能停止

病院等の防災における重要拠点までの配水池・配水管の耐震化を行い、水道機能の停止を防ぐ必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

耐用年数を経過した配水管の布設替えを行い、水道網の防災機能を強化する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						○

地域簡易水道から市営簡易水道への再編を推進し、災害時にも対応できるよう運営を強化する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

公共、民間の拠点施設の被害を最小限に留めるためにも、供給ネットワークの有事対応の確認や施設内の上下水道機器、汚水処理施設等の定期的な点検、修繕が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○	○				○

6－3 地域交通ネットワークが分断する事態

公共交通を担う事業者と連携し、災害時に円滑に復旧できるよう連絡体制を構築する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
			○			

災害により孤立集落等が発生しないよう、橋梁及び舗装等の長寿命化修繕計画により整備を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					○

積雪時における市民の安全と通行の確保を図るため、毎年除排雪計画を定め、実施する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

国や県と連携し、富士・東部地域や国中地域を結ぶ広域避難路や市内の幹線道路である都市計画道路の整備を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					○

災害時に備え、市道・農道・林道ネットワークの整備を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					

被害を防止する観点から、道路ストックの総点検を実施する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					○

スクールバスや電車による通学をしている児童生徒への被害を最小限に留めるため、事業者との連絡体制や安全対策等の定期的な確認が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
			○			○

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

直接的な被害及び交通麻痺を防止するため、耐震改修促進計画に基づき建築物等の耐震化を図る必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	--	--	--	--	-----------------------

7-2 ため池、ダム、通水路、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

土砂災害等を防ぐ用排水路の整備を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	<input type="radio"/>					

7-3 有害物質の拡散・流出等による水源等への汚染の発生

保健所及び流域関係団体との連絡体制や処理業務の対応方法等について構築する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

人の手が入っていない森林及び耕作放棄された農地の増加により、国土の荒廃が進み、二次災害の発生につながる恐れがあることから、森林経営管理制度や農地中間管理事業を活用し、担い手等への貸付を推進する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		

ニホンジカによる萌芽樹木の食害や農林産物被害及び生活被害が増加傾向にあり、農地・森林等の荒廃が進んでいるため、捕獲圧の強化等の被害抑制に資する対策を推進する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		

各対策のために、地籍調査未実施地域について、地表へのレーダー照射等の新手法を導入し、林地境界の調査を進める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

混乱なく災害廃棄物の処理を進めるため、災害廃棄物処理計画など、対策を立てる必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	

除雪後の雪や火山噴火時の降灰の処理方法等について、対策を立てる必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	

路上への廃棄物集積のため、安全な通学路の確保に支障をきたす可能性があることから、対策を検討する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○			○			

8－2 復旧・復興を担う住民の流出や地域コミュニティの崩壊、ボランティア等の受入機能の麻痺により復旧・復興が大幅に遅れる事態

避難所の運営をはじめ、地域の災害対応を率先できる人材（防災士や避難所運営リーダー等、女性も含む）を地域にて養成する必要がある。 ◆防災士のいる避難所数 R2 9 避難所 ⇒ R5 16 避難所

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

市内でも地区により災害のリスクは異なることから、自主防災会等地区単位での住民による防災計画の策定を進め、地域のリスクに対応した自助・共助の力を高める必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○				○	

被災後、早期にボランティア等の受け入れが始められるよう、体制整備等を進める必要がある。また、ボランティアに入る民間NPO団体等との連携について、あらかじめ方法等を検討し備える必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

協働のまちづくり推進会等における地域の防災対策について、人材育成を推進する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

活動拠点となることが想定される避難所（体育館）について、必要な物資や機材（冷暖房設備）等の整備状況について点検する必要がある。また、施設の地域コミュニティにおける機能について再認識する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	○

8－3 文化財の倒壊等による有形・無形の文化の衰退、喪失

時代を越え大切に受け継がれてきた文化遺産を守り、次の世代に伝えていくため、有形文化財である建造物や資料を保管する建物等の耐震化や防災設備の整備を進めていく必要がある。また、無形文化財については次世代へ伝承するため記録の作成や保存体制を整備する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
	○					○

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮設学校・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画を策定する中において、廃棄物の仮置場用地を確保する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○						

公営住宅の空室の情報提供が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○				○	

仮設住宅や仮店舗等の建設地として利用可能な都市公園の整備が必要である。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○				○		

仮設学校について、学校教育施設が被災して使用できなくなった場合に備えて、施設や用地の確保について検討する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○	○					

8－5 被災状況、復旧、復興、安全面等の正確な情報発信が不能となり、風評被害や勘違い等によるデマ情報拡散により混乱が拡大し、経済活動も停滞する事態

根拠のない情報が出まわらないように、正確な情報のみが発信されるような体制を整備する必要がある。

個別施策分野					横断的分野	
行政機能	住宅・地域・インフラ	保健医療・福祉	交通・物流	産業	リスクコミュニケーション	老朽化対策
○					○	

2. 取組の重点化

強靭化の取り組みを効果的かつ効率的に推進していくためには、取組の重点化を図りながら推進する必要がある。については、以下の 15 のリスクシナリオを特に回避すべき重点化項目とし、施策を推進する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物倒壊や火災による死傷者の発生	
	1-2	公共施設、病院、学校教育施設、社会体育・生涯学習施設、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災による死傷者の発生	
	1-3	富士山火山噴火による多数の死者数の発生、溶岩流や降灰等による他分野にわたる二次被害の発生	
	1-4	土砂災害や河川氾濫による多数の死傷者の発生	
	1-5	豪風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生や被害の拡大	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-4	消防職員・団員の被災及び主要道路、高速道路及び交通機関の寸断による非常参集の遅延や、それにより引き起こされる消防職員・団員による活動の絶対的不足	
	2-5	想定を超える数の避難者や帰宅困難者への避難所（福祉避難所含む）の供与スペース、飲食料、避難所運営人材の不足と避難者の衛生状態の悪化	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所や消防署等の公共施設、消防車両等災害復旧に要する機材等の損壊、交通網・ライフライン・電子ネットワーク等の寸断、対応にあたる職員の被災、行政電子データの破損等による行政機能の大幅な低下	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	基幹的交通ネットワークの機能停止による、人の動きや物流への甚大な影響	
	5-2	食料等の安定供給の停滞	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上下水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止、機能停止	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-2	復旧・復興を担う住民の流出や地域コミュニティの崩壊、ボランティア等の受入機能の麻痺により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

第五章 計画の推進と見直し

1. 計画の進捗管理と見直し

今後、本計画を指針として施策を実施していくにあたり、計画の進捗管理及び見直しを適切に行うため、P D C A サイクルによる検証と改善が働くよう体制を整備し、計画を推進する。

そのために、必要に応じて具体的な計画等を作成、改定し、可能な限り定量的指標（重要業績指標等の具体的な数値指標）の設定による事業の進捗管理体制を構築しながら、施策を推進する。

2. 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格を持ち、中長期的な推進方針を明らかにしている。また、調和を図るべきとされている山梨県国土強靭化計画では、令和2年度から令和6年度までの5年間を推進期間としている。よって、本計画も国や県との調和が図られる形で見直し等を実施できるよう、同期間となる5年を推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする。（軽微な計画の変更等については、施策進捗状況確認の中で対応する。）

3. 他の計画等との整合について

本計画は、本市における様々な分野の計画等に対し、国土強靭化に関する部分の指針となるものであることから、他の計画等においては必要に応じて本計画との整合性を図っていくこととする。